

秋田県告示第133号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定した次の区域について、その指定を解除するので、同法第7条第6項において準用する同条第4項及び同法第9条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、公示する。

令和4年3月22日

秋田県知事 佐竹 敬久

告示年月日及び告示番号		区 域 名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平成25年3月29日	第141号	上川原	由利本荘市松本字上川原（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成25年3月29日	第141号	ケタカ沢2	由利本荘市大内三川字熊野田及びケタカ沢（次の図のとおり）	土石流
平成25年12月27日	第604号	小坂	湯沢市川連町字小坂、麓、川連及び大館古館（次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
平成25年12月27日	第604号	豆ヶ沢	湯沢市三梨町字萩田、桜田、蟹沢、百目木、大沢、下猿城、落ヶ沢、犬掬及び豆ヶ沢（次の図のとおり）	土石流
平成25年12月27日	第604号	小沢2	湯沢市秋ノ宮字大沢、小沢及び鷗沢（次の図のとおり）	土石流
平成28年7月26日	第452号	勇ヶ岡	湯沢市山田字勇ヶ岡（次の図のとおり）	土石流

指定時の図面である「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県建設部河川砂防課及び関係地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。